



横断歩道付近等における交通ルール

- ① 横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは横断歩道の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして、歩行者に道を譲らなければなりません。
- ② 横断歩道とその手前から30メートル以内の場所では、ほかの車を追い越したり、追抜いたりしてはいけません。
- ③ 横断歩道のない交差点やその近くを歩行者が横断しているときは、その通行を妨げてはいけません。
- ④ 横断歩道の前後の側端5メートル以内の場所では、駐車も停車もしてはいけません。

これらのルールに違反すると
「横断歩行者等妨害違反」となります

点数	2点
反則金	大型 12,000円
	普通 9,000円
	二輪 7,000円
	原付 6,000円